

## 宮古市立図書館資料選定基準

平成20年12月24日 宮古市立図書館  
資料選定委員会決定

平成21年7月13日一部改正

(前文) 宮古市立図書館の歴史的な経過と教育機関また生涯学習支援の場としての果たすべき役割を認識し、市民の財産としての知の蓄積を継承し、発展させることができるよう宮古市立図書館資料収集方針5の規定に基づき、資料選定の基準を次のとおり定める。全資料の収集についてこの規定を適用する。

### I 一般図書資料

#### 1 共通事項

- (1) 各分野の基本資料(事典、辞典、便覧、白書、年鑑、図鑑、年表、統計、法令、書誌、入門書、全集等)は使いやすく内容の充実したものを選定する。
- (2) 各分野にわたり、宮古市及び宮古市民に関わるものを優先的に選定する。
- (3) 進歩が著しい分野の資料は最新の情報に留意して選定する。
- (4) 文学賞等、各種の賞を受賞したものは優先的に選定する。
- (5) 日本図書館協会等関連団体の推薦図書は積極的に選定する。
- (6) 全集、シリーズ等として所蔵しようとする資料は欠けることのないよう選定する。
- (7) 所蔵している資料の改訂版、増補版、新訂版等は利用動向等に留意して選定する。
- (8) 娯楽性が高いものや通俗的で興味本位のもの、又は特殊な分野・領域に関するもので極めて専門性が高いものは選定の対象としない。

#### 2 主題別特記事項

##### (1) 総記

- ア 図書館・図書館学に関する資料は図書館の管理運営に資すると認められるもの、図書館の機能、活動等を学術的に探求したものを選定する。
- イ 図書、書誌学に関する資料は書誌、索引、蔵書目録等、出版文化について理解を深めることができるものを中心に選定する。
- ウ ジャーナリズム、新聞に関する資料はジャーナリズムの歴史、理論等を理解するために必要と認められるものを選定する。

##### (2) 哲学

- ア 哲学各論、東洋哲学、西洋哲学に関する資料は、古典、哲学各派の基本書、近・現代の哲学者の代表的な著作などを偏りなく選定する。
- イ 心理学に関する資料は、評価の定まったものを中心に選定する。
- ウ 倫理学、道徳に関する資料は、評価の定まったものを中心に選定する。

る。

エ 宗教に関する資料は、個々の宗教（教派）を理解するために必要な  
経典、解説、研究書等を偏りなく選定する。

### （３）歴史

ア 日本史に関する資料は、時代、地域、主題等に配慮しながら選定する。

地方史については、特に宮古市・宮古地域のものを収集する。

イ 外国の歴史に関する資料についても留意して選定する。

ウ 伝記資料は、客観的な情報に基づいて被伝者の人物、業績、評価等  
を紹介しているものを選定する。

エ 地理、地誌、紀行に関する資料は、基本資料を中心に選定する。

### （４）社会科学

ア 政治に関する資料は、政治、行政、地方自治等について理解を深める  
ことができるもの及び今日的課題に関するものを選定する。

イ 法律に関する資料は、研究書、法令集、逐条解説書、判例集等を、最  
新の情報に留意しながら選定する。

ウ 経済に関する資料は、研究書、経済情勢等に関する調査研究書、日本  
経済の課題に関するもの等を中心に選定する。

エ 財政に関する資料は、基本資料を中心に内容の新しいものを選定す  
る。

オ 統計に関する資料は、最新の情報を把握できる基本資料を中心に、過  
去のデータが蓄積されるように選定する。

カ 社会に関する資料は、社会学、社会史等の研究書や、今日的課題につ  
いて理解を深めることができるものを選定する。

キ 教育に関する資料は、学校教育、家庭教育、生涯学習に関するものを  
中心に、今日的課題について理解を深めることができるものを選定す  
る。

ク 風俗習慣、民俗学、民族学に関する資料は、国内外の主要な民俗研究  
等について理解を深めることができるものを選定する。

ケ 国防、軍事に関する資料は、基本資料を中心に選定する。

### （５）自然科学

ア 数学、物理学、化学に関する資料は、各領域、分野について、入門書  
から研究書まで選定する。

イ 天文学、地球科学、生物科学、植物学、医学等に関する資料は、入門  
書や最新の学術研究をわかりやすく解説したものを中心に選定する。

### （６）技術、工学

ア 建設工学、電気工学、海洋工学、化学工業等に関する資料は、最新の  
情報を把握できるものを中心に選定する。

イ 家政学、生活科学に関する資料は、基本的な事項に関する解説書や研

究書を選定する。衣服、料理等の一般的な実用書については、内容を吟味して選定する。

(7) 産業

ア 農業、林業、水産業等に関する資料はできる限り選定する。

イ 商業、運輸、通信事業等に関する資料は、最新の情報に留意して選定する。

(8) 芸術

ア 彫刻、絵画、写真等に関する資料や、音楽、舞踊、演劇、映画に関する資料は、基本資料を中心に選定する。

イ スポーツ、体育に関する資料は、各分野の代表的な人物の研究書及び最新のルール解説等を中心に選定する。

ウ 諸芸、娯楽に関する資料は、各分野の基本資料を中心に選定する。

(9) 言語

言語に関する資料は、言語学、言語史、文法、語法、語彙、作文、解釈等についての理解を深めることができるものを選定する。

(10) 文学

ア 小説・エッセイは、各ジャンルにわたり幅広く収集する。

イ 詩歌・戯曲は、主な作家のもの、評価の高いものを中心に収集する。

ウ 古典の注釈書・解説書は、評価の高いものを中心に収集する。

エ 翻訳作品は、訳の相違に注意する。また出版点数の少ない国の作品にも留意する。

オ 主な文学賞受賞作品は収集する。

カ 全集はできるだけ広く収集する。

3 児童用図書資料

(1) 絵本は、長く読み継がれている良書を収集し、できるだけ子どもたちが多くの本に触れることができるよう、幅広く選定する。特に優れた作品は複本をそろえる。

(2) ぶっくすたあと事業に関連し、乳幼児向け絵本は積極的に収集する。

(3) 児童書は、学校図書館と連携を深め、子供たちが楽しむことができる資料を中心に選定する。

(4) 上記以外の資料は、社会生活をおくる上での知識を身につけるためのものを中心に 内容が正確で分かりやすいものを、最新の情報に留意して選定する。

II 視聴覚資料

視聴覚資料は、歴史的又は社会的に保存する価値が高いものを選定する。

なお、乳幼児・児童向けに集成された資料は、類似資料の有無に関わらず選定する。

(1) 朗読資料は、原作に対し忠実に朗読されたものを選定する。

(2) 歴史映像資料、文化・生活映像資料は、記録的価値の高いものを中心に選定する。

(3) 劇映画は、著名な賞を受賞した資料、公的機関の推奨資料の中から選定する。

(4) 音楽映像資料は、古典芸能、民俗芸能、クラシック音楽等から選定する。

### Ⅲ 逐次刊行物

逐次刊行物の選定基準は一般図書資料に準ずるものを選定する。収集する雑誌は毎年度見直す。

### Ⅳ その他の資料

#### 1 岩手日報マイクロ資料

中断することなく、収集する。

#### 2 行政資料

県内他市町村の刊行物は、統計書、市町村史を中心に選定する。

#### 3 大活字資料

大活字本として発行された資料について、利用動向に留意して選定する。

#### 4 寄贈資料

寄贈を受けた資料は、資料選定基準に照合して受け入れを検討する。

#### 5 マンガ

マンガは収集しないことを原則とする。

### Ⅴ その他

この選定基準の改定は、宮古市立図書館資料選定委員又は図書館長が発議し、宮古市立図書館資料選定委員会の出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### 附 則

この基準は、平成20年12月24日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成21年7月13日から施行する。